

ギリシア史の批評をめぐって(一)

芝川 治

要旨

本邦における批評は一般に信を置き難いとされるが、ギリシア史のそれは如何であろうか。これを一九八〇年頃よりの約二十年間に亘って検証する。村川堅太郎や伊藤貞夫などに続く世代の批判精神などを討究に付するわけである。もともとそれらは量的に龐大であり、かつまた範囲も宏大である。筆者にしてそれらの全般を把握するのは到底不可能である。故に、本稿においては筆者の知悉する分野を対象を限定する。この点、恣意的と難ぜられるかもしれないが、それでも桜井万里子などの世代につきその特徴の少なくとも一端は明らかとなるであろう。本篇は章別にそれぞれ向山宏、清永昭次、仲手川良雄等々に分れ、それらに対する批評を分析する。その結果は香ばしきものではないなさそうである。本邦に真の批評が定着するのはいつの事であろうか。

キーワード…批評、ギリシア前古典期、日本学界

序

本邦における批評であるが、これには定評があるとしてよい。中根千枝^{〔1〕}は以下の如きを記す。日本において批評を行う場合、人間関係が優先される。未知の人物、自己の反対派の著作に対しては悪評をなすが、知人や仲間、特に「先輩」のものに対しては必ずといってよいくらい賞辞を呈する。本当に弱点を衝いた場合、自己の人格にまで及ぶ忌しき感情的攻撃を受ける。この事を顧慮して御座りな批評を書いて御茶を濁す結果となる。何らかの意味において「縦」につながる集団の中では反論はかく抑圧される。公然たる反論は他集団に属する者より発す。ただ、それも論理的というよりも感情攻撃と化しやすい。かくて、本邦においては真の批評は成立し難いとの事である。

かくなる中根千枝の発言であるが、それは概ね妥当するのではないか。日本における批評に舌鋒が鈍磨するもの多きは否定し難いところである。ただ、その事に関して、中根は縦社会という観点を重視するが、それよりも更に広く人間関係を越えたところに淵源するのではないか。日本人は本来的に論理的思考や議論を不得手とするのではないか。かのソクラテスの議論の如く、一切の遠慮を交えず、对手の問題点を剔抉して、その根柢を掘崩すようなものは本邦においては行われ難い。批評とは、元來、見解を異にする者が丁々発止の論議を展開し、論理の火花を散らして相手の蒙を啓き、互いに切磋琢磨して真理の闡明に資するべきものであるが、そのようなものは確かに少ない。これでは余りに微温的であるし論争なども行われ難い。研究者の能力が白日の下に晒されない。これぞ隠蔽体質であり、能力主義に基づく優勝劣敗の原理が貫徹されず、結局、本邦学界が損失を蒙るわけだ。

それではギリシア史の批評は如何であろうか。それは連年、『史学雑誌』「回顧と展望」号に記載される。その他、単行本に対する書評もある。今回、俎上に載せるのはこれである。いわば「評の評」といったところを行うものである。ただ、それらの批評は膨大な量に上る。従って、それらを何らかの原理によって限定しなければならぬ。一つには時間的区分を用いる。ここでは、大略、一九八〇年代より二〇〇〇年頃迄に限定する。それは恣意的との譏りを受けるかもしれない。ただ、戦後のギリシア史学を領導したのが村川堅太郎、伊藤貞夫などとする^{〔2〕}と、その時期にいわば新旧交替がなされたとの感もある。ここでは「新世代」による批評を主たる対象とする。それらの特色を探

究するのにも意味なしとしないところである。

更に領域的にも限界が定められなければならない。批評とは高遠なる学識を必要とするものであつて、或る意味においては、その点、論文執筆者を凌駕しなければならない。当該問題に関する史料はもとより、学説にも曉達しなければならない。しかして初めて論文の価値を判知し、学説上の位置づけをなし、「評の評」をなし得る。そうすれば、筆者にして能く論評を行い得るのは自らが論文を草した分野にほぼ局限される事となる。筆者がそれ以外の対象に関しても論定を下し得ると揚言するならば、それは余りにも不遜な所為となる。

また、論文の真価を明らかにするためにはそれを多少とも詳細に論じなければならない。本篇にて扱ふ論文数が一層減少を来す所以である。以上が相俟つて、本稿は放肆に流れると論難される事になるかもしれない。その点は甘受すべきかもしれない。ただ、批評とは畏怖すべきものであつて、学問のみならず識見をも露呈する。評者が批評される事となるのである。十全なる知識を有さぬ分野において、宛然万事を知悉する如く論断する、しかも僅かの文言にてそれをなすなど、責任を考量した場合、筆者にはなす能わぬところである。

それでも「新世代」に関し、少なくともその特徴の一斑は把握し得る事になるであろう。近年、日本におけるギリシア史学の水準向上が喧伝されるが、批評は如何であろうか。対象に真摯に対峙して、十分なる知識を以つて的確なる判断を下しているか。従前、往々にして見られたように、真理が等閑に付される事はないか。クリオの女神を前にして内心忸怩たるものがないのか。信頼度低き評価を行うようではそれこそ社会的に有用たらぬ事となる。³⁾ギリシア史の批評が「痴愚の展示場」に墮していないよう冀望する事類なるものがある。

以下の行論であるが、論文執筆者、評者双方に対し苛烈に響く一面が生じるであろう。しかし、それは如何なる情誼をも排して事実を迫らんとする姿勢に発するものである。それをなし得る者は筆者を措いては見出し難いであろう。学問には惻隱の情は不要である。いわば警世の一文として、ソクラテスの虻の如きと心得られたい。

先に叙した事とも関連するが、批判の対象となる著者、評者が一部に偏倚する結果となる。その点は確かに斟酌すべきである。また、甚しき場合、個人攻撃と解される虞れなしとしない。筆者と雖も本稿執筆を躊躇したところであるし、またその作業も難渋した。論文、批評の価値を適切、公正に判断するためには尋常ならざる労苦を必要とした。しかし、使命感がそれを上回った。実を言うと、従前、「回顧と展望」を見る事は稀であつた。此の度、それを組織的に点検するに及んで暗澹たる気持に襲われた。筆誅を加えざるを得ないものが鮮少と

はしない。その点、憂慮に堪えぬものがある。本邦学界の事情に昏き筆者であるが、斯学殷賑のため万止むを得ず筆を執った次第。それ以外⁽⁴⁾の要素は糸毫もない。この事を諒とされたい。いわば憂憤の情が然らしめたのである。 *fiat veritas et percat mundus*。

註

- (1) 『タテ社会の人間関係』、講談社、一九六七年、一七四―一七九ページ。
- (2) 伊藤貞夫は『史学雑誌』九〇編(一九八一年)、「回顧と展望」号(二九九ページ)において以下の如く述懐する。「……古代ギリシア史研究に確実に新しい時代が到来しつつあることを改めて感じた。それは東京大学を初めとする諸大学の大学院に学び、且つそこから巣立ちつつある若手研究者たちの旺盛な活動による」として、それらに賞讃を吝まない。
なお、「回顧と展望」からの引用は九五編迄は単行本『日本歴史学界の回顧と展望二〇、ヨーロッパ古代』による。その際、年次は雑誌の刊行年に従う。九六編以降の引用ページ数は当該年度の総ページ数である。
- (3) 桜井万里子「古代史研究と社会的有用性」、『西洋史研究』新輯三三、二〇〇四年、一五二―一五四ページ参照。
- (4) この句は本来は *fiat iustitia et percat mundus* (たとえ世界滅ぶとも正義行われしめよ)。

一

1

先ず第一に向山宏の諸論致に対する批評。向山の論文は「部族改革―デーモナックスの場合―」(『広島大学文学部紀要』三八、一九七八年)(以下「デーモナックス」と略記)、「クレイステネスの法」(『史学研究五十周年記念論叢』一九八〇年)(以下、「法」)、「部族改革と部族構成―クレイステネス改革の意図をめぐって―」(『広島大学文学部紀要四一特一、一九八一年)(「部族」と略記)、「クレイステネス改革の日付について」(『西洋史学』一二五、一九八二年)(以下、「日付」)。評は何れも『史学雑誌』「回顧と展望」号にて行われ、「デーモナックス」が八九編、一九八〇年、「法」が九一編、一九八二年、「部族」並びに「日付」が九二編、一九八三年に掲載される。担当者は「デーモナックス」が桜井万里子、「法」が中村純、「部族」と「日付」は古山正人。何れも好意的なものとしてよい。それらは共通の

問題を蔵する。

向山宏は如上の論文以前に「アッテイカの地域主義とクレイステネース改革」(『史学研究』九〇、一九六四年)や「初期アテナイの海上貿易活動について」(『史学研究』一〇〇、一九六七年)などを梓行するが、それらは論旨不分明の上に各種誤謬⁽¹⁾、殊にギリシア語のそれなど夥多を算え、通読の意気を沮喪せしめる程のものであった。

それらの点はその後如何であろうか。先ず過謬の類であるが、ギリシア語、典拠、引用文献名またその該当箇所、史料、学説の理解につき跡を断たない。それらのうち、ここでは一部を摘記しておく。先ずギリシア語であるが、「部族」二章註(58)の $\text{p.k}^{\text{h}}\text{nos}^{\text{h}}\text{aq}^{\text{v}}\text{om}$ は $\text{p.k}^{\text{h}}\text{nos}^{\text{h}}\text{aq}^{\text{v}}\text{om}$ ⁽²⁾ 更に同二六ページの $\text{p.pq}^{\text{h}}\text{im}^{\text{h}}\text{eim}$ 。これは『アテナイ人の国制』のテクスト(二十一章二)には $\text{u}^{\text{h}}\text{t}^{\text{h}}\text{o}^{\text{h}}\text{im}^{\text{h}}\text{eim}$ とある。同八三ページの $\text{c}^{\text{h}}\text{q}^{\text{h}}\text{ang}^{\text{h}}\text{paq}^{\text{h}}\text{am}^{\text{h}}\text{ol}^{\text{h}}\text{om}$ は $\text{c}^{\text{h}}\text{q}^{\text{h}}\text{ang}^{\text{h}}\text{paq}^{\text{h}}\text{am}^{\text{h}}\text{ol}^{\text{h}}\text{om}$ 。最後の母音はオメガである。「法」二四六ページ注(31) $\text{rt}^{\text{h}}\text{c}^{\text{h}}\text{q}^{\text{h}}\text{ap}^{\text{h}}\text{ai}$ は $\text{rt}^{\text{h}}\text{c}^{\text{h}}\text{q}^{\text{h}}\text{au}^{\text{h}}\text{eis}$ とすべきか。

アクセントの過誤に至っては枚挙に遑がない。先の $\text{c}^{\text{h}}\text{q}^{\text{h}}\text{ang}$ 「部族」六ページの $\text{ag}^{\text{h}}\text{lot}^{\text{h}}\text{g}^{\text{h}}\text{eal}^{\text{h}}\text{om}^{\text{h}}\text{es}$ (通常は $\text{ag}^{\text{h}}\text{ol}^{\text{h}}$)、同三五ページ $\text{k}^{\text{h}}\text{gn}^{\text{h}}\text{iaq}^{\text{h}}\text{v}^{\text{h}}\text{om}$ $\text{c}^{\text{h}}\text{q}^{\text{h}}\text{allase}^{\text{h}}\text{om}$ ($\text{k}^{\text{h}}\text{gn}^{\text{h}}\text{iaq}^{\text{h}}\text{v}^{\text{h}}\text{om}$ 、以下括弧内は通常の形態)、同八〇ページの $\text{p}^{\text{h}}\text{q}^{\text{h}}\text{ob}^{\text{h}}\text{ot}^{\text{h}}\text{oi}$ ($\text{p}^{\text{h}}\text{q}^{\text{h}}\text{ob}^{\text{h}}\text{ot}^{\text{h}}\text{oi}$)。「デモナクス」二二五ページの $\text{e}^{\text{h}}\text{p}^{\text{h}}\text{oi}^{\text{h}}\text{gr}^{\text{h}}\text{e}^{\text{h}}\text{ru}^{\text{h}}\text{e}^{\text{h}}\text{as}$ ($\text{e}^{\text{h}}\text{p}^{\text{h}}\text{oi}^{\text{h}}\text{gr}^{\text{h}}\text{e}^{\text{h}}\text{ru}^{\text{h}}\text{e}^{\text{h}}\text{as}$)、同二三ページの $\text{ag}^{\text{h}}\text{los}^{\text{h}}\text{ij}^{\text{h}}\text{om}$ ($\text{ag}^{\text{h}}\text{los}^{\text{h}}\text{ij}^{\text{h}}\text{om}$) その他等々が見られる。

史料に関しては、先ず「デモナクス」二三二ページ註(27)の Hdt., III 132は142。同三七七ページ註(4)、「部族」四六六ページ註(58)などの $\text{P}^{\text{h}}\text{ot}^{\text{h}}\text{os}^{\text{h}}\text{P}^{\text{h}}\text{ot}^{\text{h}}\text{os}^{\text{h}}$ が通常。「部族」四ページ註(5)の Hdt. I 78, 12はV 78か。同四ページ註(6)は不可解。同二〇ページ註(17)の $\text{Pl}^{\text{h}}\text{ut. ad princ}^{\text{h}}\text{ipem}^{\text{h}}\text{ in}^{\text{h}}\text{er}^{\text{h}}\text{ud}^{\text{h}}\text{itum}^{\text{h}}$ Ad $\text{princ}^{\text{h}}\text{ipem}^{\text{h}}\text{ in}^{\text{h}}\text{er}^{\text{h}}\text{ud}^{\text{h}}\text{itum}^{\text{h}}$ 779F。『日付』二四四ページ註(マ)の Arist., Pol. 1270a23は1270a34-36か。

「デモナクス」二二六ページには以下の如き記述がある。「この部族改革の狙いが市民団の融合にあるとするアリストテレスの見解に対して……。」(3)「この部族改革」とはキュレネにおけるデモナクスのそれを指す。「アリストテレスの見解」には Arist., Pol., 1319b26: Ath. Pol., 21, 2 と註記される。然るに、『アテナイ人の国制』二十一章はキュレネとは無関係である。『政治学』1319b22-23がデモナクスの改革を指示するかどうかであるが、これは否定される方を通常となすべきである。それを肯定せんとすれば一定の論証が必要となる。

なお、これと関連するが、アリストテレスは『政治学』の前掲箇所において cross-section 方式の部族構成を示唆すると記される。(4)さりな

がら、そのような主張は『政治学』のテクストよりは出来しない。アリストテレスが語るのは混合であつて、それ以上ではない。

「デモナクス」二三四ページにおいてはナウクラリアについて叙される。「Kleidemos」⁷によれば、この制度は……前五世紀初頭に三段機船職の成立する時まで軍船の維持管理機能を果し続けたと報告されている。「然れども、クレイデモスは断片八 (Mueller, Jacobyを問わず、断片番号は八) においてナウクラリアの終焉については語らない。ただそれをシュンモリアと類比するのみである。

向山は前古典期アテナイ政治史におけるキュロン事件の意義を重視する。それが爾後の党派対立につき発端をなした故との事である。⁽⁵⁾しかし、それをヘロドトスやアリストテレスより導出せんとすればテクストに多大の緊張を強いる事になる。⁽⁸⁾なお、キュロン事件後に行われたアルクメオン家の裁判において三百名の優れた人々 (aristoi) が審理を行った。⁽⁹⁾これは向山説⁽¹⁰⁾が如く、寡頭政の樹立を指向するものではない。

「部族」二七ページにおいて、田舎のデーモスはクレイステネス改革以前より存したとして註(22)においてその典拠が示される。そのうち『アテナイ人の国制』十六章五を別とすると、ヘロドトス、『イリアス』、ヘシオドス『仕事と日々』、トゥキュディデスより合計十箇所が挙げられる。然るに、根拠として妥当するのはヘロドトス九卷七三のみ。他の箇所において使用されるdemosは何れも該当しない。そもそも『イリアス』二卷一八八にてはdemosなる語は出現を見ない。

「日付」二三ページには以下の記述がある。「ヘロドトスは田舎の村落や区としてのデーモスには言及しているが、具体的政治勢力としてのデーモスについては他に用例が見出せない。」然らばヘロドトス五卷三〇、六卷九一、七卷一五五―一五六などは如何相成るのであるうか。

研究書をめぐっては、先ず「デモナクス」二二二ページ註(7)他。C. J. Jeffreyがあるが、これはJeffery。「法」二四五ページ註(19)、E. Ruschenbusch, *Zu Volksgemeinschaft und Staat* (1907) は *ΣΟΛΩΝΟΣ ΝΟΜΟΙ*。Zuは余計。「部族」一〇ページ註(3)の SchefoldはSchefold。同二〇ページ註(28)においてはBusolt-Swoboda, a. a. o., I 385-386があるが、*Griechische Staatskunde* 一巻はブーンルトのみの著作。それにしても、例えば「部族」四六ページ註(44)の Busolt-Swoboda……n. 12……n. 15は何でもか。同二二ページ註(44)におけるF. Chamoux, *Cyrene sur la monarchie des Battades sous la monarchie* (1937) H. T. Wade-Geryの論文 *Reform of Cleisthenes* (1937) The Laws of

Kleisthenes。Kaganの論述はThe Enfranchisement of Athens by Cleisthenesには非ず、Enfranchisement of Aliens……である。これらは無用の穿鑿に耽った結果ではなく、偶見したものの一小部分に過ぎない。

「法」二二七ページと「部族」七八ページは『アテナイ人の国制』二十九章三を取上げる。そこにおいてアリストテレスはクレイトポンの動議につき語るのであるが、「クレイステネスの国制は民主的でなく、ソロンそれに近似するが故に。」と続けられる。向山によればこれは動議に付帯する趣旨説明ではなく、クレイトポンの提案動機をアリストテレスが付度したものである。そして、動議文に付随するとなす学説を唱導する者として、註においてはウエイド¹²ゲリー¹²が挙げられる。然るにウエイド¹²ゲリー¹²によらんか、それは動議文に付随するのではなくアンティポンに由るのである。

「部族」七五、九四ページにおいてプラデイン¹³説が論及される。クレイステネスによる部族改革は都市貴族によるアツティカ支配を企図したとプラデインが説く旨そこでは記される。さりながら、プラデインの主張によるならば、クレイステネスとしては新生民主政にとり脅威となる貴族につきその危険を免除すべく腐心したのである。

「デモナクス」二二六ページにおいて、市区設置^{デモナクス}がクレイステネスによる部族改革の中核をなすと説かれる。それはプラトリアの政治的地位に打撃を加え、それを支配した貴族門閥の後退を惹起したからというのである。そして、これに関して文献としてはシーリーの論述(R. Sealey, Regionalism in Archaic Athens, *Historia* IX 1960 p. 172)が指示される。しかしながら、シーリー説はそのような主張の対極に位置する。また、「部族」五一六ページにおけるシーリー理論の紹介も正確を欠く。

他に、「デモナクス」二二二ページ註(13)においてはキュレネ王バットスがButosと表記される。また、同論文二二九ページよりすると、ペロポネソスのドーリア系国家マンティネイアよりデモナクスは招致された。「部族」七ページ、アテナイ旧四部族の一はAigikoleisではなくAigikoreis。同一四ページ、シキュオンの第四部族はアイギコレイスでなく、アイギアレイスと改名されたのである。「部族」三三ページのEumolphidai(通例、Eumolpidaiに綴る)や同四〇ページのDekereia(これはDekeleia)その他各種の謬誤、文字通り際限なきが如し。全般的に杜撰なる事この上なし。これでは学術論文執筆以前ではないか。筆者としても向山論文を査読した際、怏々として心楽します。何故に無用の労を強いられなければならないのか。ただ、本邦における批評を批正すべしとの義務感に駆立てられたのみ。

内容に移る。ここでは「部族」を中心として付随的に「日付」を論ずる。爾余の論文は同工異曲なのである。「部族」においては諸ポリスにおける部族改革も叙される。諸々のポリスとは、アテナイを別とすると、スパルタ、シキュオン、キュレネである。それらを綜覧して、改革の目的につき以下の二点が指摘される。一つは軍事力強化であり、他の一は市民団内部における一定の民主化である。この両者が相俟って改革が遂行されたとの事である。

先ずスパルタであるが、これは参考を供し難い。時期、背景、内実共余りに茫漠としているからである。シキュオンのクレイステネスによる改革をめぐっても、学説史においては種族間対立なる契機が重視されてきた。ドリス系と原住民の相剋において、クレイステネスは原住民の側に比重を懸けたとの事である。しかしこれもまた実相、改革を促した事情など単簡に断案を下すべきものではない。もしも圧迫された原住民が興起したのであれば、それは市民融合に逆行する事にはなる。

キュレネにてデモナクスは王権抑制と部族改革を行った。後者につき、それをクロス・セクション方式と主張する向きもあるが、それは不明である。何れにせよ、それは市民団の再編、融合を企図したのであるうか。デモナクスが王権を削減したのは事実であるが、しかし部族改革に平等化への傾向が看取されるか否か、これは論証の範囲を踰える。⁽¹⁵⁾

シキュオン、キュレネに関して軍事力強化も策されたのは蓋然性としてはある。いや、むしろ当然とも言えようか。されど、それを細目に亘って証するは愚か、大綱のみを指摘する事さえ不可能である。

さて、アテナイのクレイステネスによる改革であるが、これに関しては先ずかつて通行した観念を簡叙する。それによるならばアテナイの貴族支配は氏族制的旧部族制度に基いていた。これに対してクレイステネスは地縁的原理に依拠する新部族を創設して、古い氏族制的従属関係に打撃を加える事となった。従って、貴族はその権力基盤を喪失する事となり、民主政治への道が拓かれゆくようになったというのである。

新部族制度中、区はまさデレモスにそうした観点より理解される事が多かった。曰く、区は純然たる地縁的結合として出生の別を問わず各人に平等なる政治的権利を賦与した。その点において、旧式のプラトリアとは異なり、新設の区制度は民主的性格を帯びるという事である。支配から平等への転換をここに認めるといふものである。

このような旧学説に対して、向山は基本的にはそれを受容する。ただ、留保を付するのは事実である。「部族」一一ページにおいてはラッテ(16)を援用しつつ、以下の如く記す。「ポリス形成以前の地域では部族の存在自体が知られていない。……ここに部族の人為的性格、目的的性格が窺えるかもしれない。」これは旧説に対する懐疑の芽である。

ところで、ルーセル、プリオ以後の今日、「伝統的血縁部族制」なる観念を弄ぶ事は困難と化してきている。部族やプラトリア、ゲノスは氏族制的機構などではない。それらの血縁集団は古期においては強盛を誇ったが、時を経た後衰滅したなどという学説は棄擲すべきである。況んや、部族やプラトリアは貴族の支配装置の如きものであって、それらにおいて平民が従属したなどという図像は虚妄である。(17)「部族」執筆時点においてルーセルやプリオを未だ参看し得なかつたとしても、旧説に対する疑問は今少し伸展しなかつたか。向山の場合、懐疑は萌芽で終ってしまった。

新部族制を地縁的となすのは、新制度発足に際して区、ひいては部族への所属が原住地によって決定されたとの故であろう。然るに、市民が原籍地を離去した際、区への所属は変更を蒙らない。従前通り元の区に登録されたままと思考される。しかもそれは子々孫々にまで相伝されたらしい。これをしも地縁主義となすべきなのであろうか。

この点、ギリシア人と吾人との間には少しく感覺を異にするものがある。区やゲノス、プラトリア、部族は人的結合体なのである。これらの集団において肝要なのは人同士の結びつきであるからして、居住地の近接は常に要請されるものではない。遠方に居住しようとも各種会合には姿を現すのである。成程、区は居住地を基として制定された。しかし、創設に際して他の方法は有るを得ないのではないか。しかも、地図上に線を引いて各区の領域を画定したというものではない。このような点に関し、学説において決定的なのは前記ルーセルであるが、それ以前においてはトムスン(19)が裨益するところ少なしとしない。トムスンについては向山としても他の論攷を引用している事でもあるが、当該論文をも一読しているのではないか。何れにせよ、区ひいては新部族を地縁的存在として前代との断絶を強調するわけにはいか

ない。⁽²¹⁾

プラトリアに関し、その主要な機能が区によって代置されたという面は向山もこれを認める。さりながら、古典期アテナイにおいてプラトリアが活発な活動力を保持したのは事実である。アテナイ社会を円滑に維持運用するためにはそれは必要不可欠だったのである。区がプラトリアの領域を一方的に蚕食したのではなく、両者は相互に補完的だったのである。区の前身を索めんとするならば、それはナウクラリアなのである。プラトリアではない。クレイステネスとしてもナウクラリアに対しては然るべき措置を講じたであろうが、プラトリアに対してはそうでなかったであろう。

プラトリアの本質把握に関して、向山には旧態依然たるものがある。ただ、貴族支配のプラトリアが平等の区によって置換されたなどという学説に全面的に与同するものではない。ここにおいても留保を付するわけだ。⁽²²⁾

向山は「日付」第一章においてヘロドトスとアリストテレスの改革評価に触れる。クレイステネス改革を民主的とするに際して、それが彼らの民主政理解と必ずしも合致しない旨指摘する。アリストテレスに即して言えば、民主政的なる事とは抽籤の採用、財産資格の緩和、裁判や民会の権限拡大、手当支給等々とされる。然るに、それらはクレイステネス改革において実施を見ずというものである。これは着眼としては貴重である。それより更に歩を進めて彼らのテクストに分け入り、その民主政観念を追究する事が須要であった。そうすれば、別種の展望が自ずと拓けたであろう。⁽²³⁾「貴族の勢力基盤破砕」などという往時盛行した学説が彼らに無縁であった事、これが瞭然と化したであらう。⁽²⁴⁾

結語的に言えば、向山にとってクレイステネス改革とは民主政というよりはその基盤のみを確立したのである。⁽²⁵⁾改革の主たる目的は軍事力強化に存するのであって、民主化云々はいわばその副産物であったとの事である。向山をして言わしめれば、独特なる部族改革は部族間等人口を確保せんとしたものである。殊に、軍事的強化を計るためには各部族の重装歩兵数を均等とせしめる事が重視される。そのためには農民級以上の市民人口均等化が必要である。各部族が都市、海岸、内陸なる経済的条件の相違する地域を同等に包含する事はそのための有効なる方策との由である。特に、ケピソス川流域の平野部に卓越する富裕市民層を全部族に均等配分する事が肝要とするものである。⁽²⁶⁾

しかしながら、各部族の市民人口は大略同等だったのか。向山が「部族」五九―六〇ページに引く表によってもそれには相当の偏差が見

受けられる。論者によって些少な差違が生ずるのである。この事は事柄の性質上、当然である。⁽²⁷⁾ トリッテュスへの帰属不明の区も少なくはなく、ましてや人口確定など至難である。

重装歩兵均等化に至っては更に困難である。そのためには部族間の階層的均質化が必要との事であつた。⁽²⁸⁾ クロス・セクション方式はその点有効なのであろうか。各部族はそれぞれ都市、海岸、内陸のトリッテュスを含むが、それらは条件を同等とはしない。若干例を摘挙するに、「エレウシス」(以下「⁽¹⁾」内はトリッテュスの名称)と「トリコス」はそれぞれ海岸トリッテュスとしては同一である。「ペイライエウス」や「パレロン」(トリッテュスの名称不明)と「キユダテナイオン」、「アロベケ」は何れも都市トリッテュスである。しかしそれらは同一の相貌を現じたのであろうか。例えば、都市トリッテュスと雖も港町と都心、郊外では住民構成を異にしたと見られる。また、原

理的問題であるが、軍事力強化のために市民、殊に重装歩兵の均等化を不可欠としたのであろうか。むしろそれは大雑把なところで事足りたのではないか。⁽²⁹⁾

ジーヴェルトは『アッティカのトリッテュス』⁽³⁰⁾において、向山と同様、軍事力強化の必要なる観点よりクレイステネス改革を把握する。そしてそれを各面に亘って綿密に論証せんとする。これは主張としては強力である。⁽³¹⁾ 「部族」は区や新部族について縷々語るのであつた。⁽³²⁾ ジーヴェルトの如く全篇を挙げて一路邁進するといった体ではない。百ページにもなんんとする論文の結論としては弱きに過ぎる。クレイステネス改革には戦力強化という側面も存したであろうが、ポリスは常に他邦よりの脅威に晒されていた故、そのような一面を顧慮するのは為政者として当然である。この程度の反論で事足るものである。

「日付」も同断である。これはクレイステネス改革が軍隊強化を主眼とする故、その時日はスパルタ勢の排除後その報復目睫に迫つた頃に置かるべしというのみ。いうところの改革目的が論定されない以上、これも何物をも論証していない。その他、この論文にも「部族」との重複著しきものがある。

桜井、中村、古山による批評であるが、これらは向山論文の過誤につき完全に沈黙する。ギリシア語のアクセントを始めとして *Dekereia, Eunolhidai, Potios* 「ドリス系のマンティネイア」などの表現をこれらのは目にしたのであろうか。一旦それらに奇異の念を覚えたならば、注視、調査するものであろう。該問題に関する史料、研究書を瞥見しさえすれば更なる難点は亮然たるものと化す。然るに、桜井、中村、古山の三名、そのような労は執らずと断ずるより他はない。また、史料、研究書に暁通とは言わぬまでも、幾何かの知識を備えているならば誤謬のただならぬ事を容易に認識し得たであろう。これらに由って観るに、古山などは論文を精読もせず、またクレイステネス問題につき専門的知識を帯びる事もない。古山にとっては「部族」、「日付」は「詳細な事実の確定の歩みを進めた」のであり、「論文で最も精力的な活動を見せたのは向山宏氏」³³なのである。従前、筆者の観念においては、批評とは該博なる知識を有する者が論文に真摯に對峙して、大所高所より良識を以って判断を下すものであった。晩近はそのようなものではないらしい。この点、筆者の不明を恥じるべきなのであろう。何れにせよあれほどまでに著大なる欠陥を看過した点、「回顧と展望」子として怠慢との非議を受けるのも当然である。

内容に関しては、戦力強化という結論に桜井、古山は異議を呈す。然るに、その事は多少の検討を施したのみで明白であろう。問題は桜井などの姿勢にある。これらは民主政実現をクレイステネス改革の本旨と看做すが、それを大前提として、そこから裁断を下すのではないか。結論先ずありき、である。間々指摘したように、向山はその点、懐疑を表出する。それらは桜井、古山の脳裡を掠めもしないのか。説上においても留保を付する者が僅少ではない。クレイステネス改革を民主革命と極め付けて晏然とするのではなく、それが何故民主政なのかという点に諸家は苦慮するのである。³⁴斧鉞を揮わんとするのであれば、この程度の学説史は心得てからにすべきであった。真理は既定まわりという桜井などの姿勢には辟易せざるを得ない。何れにせよ、桜井、中村、古山は評者としての責任を果していない。

註

- (1) この点、合版学と類似する。本章付参照。なお、この兩名をめぐっては芝川治『ギリシア「貴族政」論』、晃洋書房、二〇〇三年、三五七ページ。
- (2) 最後の母音は短い。
- (3) Cf. W. L. Newman, *The Politics of Aristotle IV*, Oxford 1902, 522; B. Mitchell, *Cyrene: Typical or Atypical?*, R. Brock and S. Hodkinson, *Alternatives to Athens*, Oxford 2000, 100 n. 35.
- (4) 「デモナクス」二四〇ページ。
- (5) 「部族」二三三ページ。
- (6) *Hdt. I. 59: V. 70-72.*
- (7) *Ath. Pol. 13. 4-5*他。
- (8) 芝川「ペイシストラトスの僭主政」、『大手前大学人文科学部論集』六、二〇〇五年、九三ページ註(30)参照。
- (9) 反メガラ、親メガラなどという事はヘロドトス、アリストテレス共、筆に上らない。
- (10) *Ath. Pol. 1. 1; Plut. Solon 12. 2.*
- (11) 「部族」四四〇ページ註(19)。
- (12) 「法」二二七、「部族」七八、七九ページにおいては「肘度」と記される。この種の誤りも散見される。弾劾も「彈該」と表記され、複数回用いられる(「法」二三三、二三五、「部族」八三ページ)。
- (13) H. T. Wade-Gery, *The Laws of Kleisthenes, Essays in Greek History*, Oxford 1958, 139-141.
- (14) D. W. Bradeen, *The Trityes in Cleisthenes' Reforms*, *TAPA* 86, 1955.
- (15) L. H. Jeffery, *The Pact of the First Settlers at Cyrene*, *Historia* 10, 1961, 144.
- (16) コリントスの部族改革をめぐっては芝川「コリントスの僭主政」、『大手前大学人文科学部論集』五、二〇〇四年、四四―四五ページ。
- (17) K. Latte, *Phyle*, *RE* XX 1, 1941, 994-996.
- (18) 詳細は芝川、前掲書補論参照。
- (19) なお、D. Roussel, *Tribu et cite*, Paris及びF. Bourriot, *Recherches sur la nature du génos I-II*, Lille-Parisの印行は俱に一九七六年。クレイステネス改革につき詳細は芝川、前掲書八章を参照された。
- (20) W. E. Thompson, *The Deme in Kleisthenes' Reforms*, *Symbolae Osloenses* 46, 1971, 72-79.
- (21) トムスン説を是とするならば改革は短時日にて遂行された事となる。また、向山としても隣接トリッテュスと飛地の問題を詮議するに際して、トムスン説をも勘考すべきであった。
- (22) Id. *Three Thousand Achaian Hoplites*, *Historia* 13, 1964. (これは「部族」六九ページ註(49)に引用。) *Tq̄is̄s̄is̄ s̄xm̄ p̄q̄ts̄am̄ ex̄m̄*, *Historia*

- (15, 1966. 「部族」六七ページ註(37)。
ただし、「部族」三〇ページ参照。
(22) 「部族」四一ページ他。
(23) 芝川、前掲書、殊に二、九、十一章。
(24) 一体に、「部族」、「日付」にはテクストとの対決が見出し難い。例えば「日付」二〇ページにおいては、クレイステネス改革の実施時期をめぐってヘロドトスとアリストテレスの両者が齟齬を来すとされる。この点、真にそうであるか、学説史においても異論がある。テクスト精査の上での発言が望まれる次第。芝川、前掲書十章一節。
(25) 「日付」二四ページ。
(26) 「部族」六四、九四―九五ページ。「日付」二八―三〇ページ。更に向山「デーモスとトリッテュス」、『西洋史研究(東北大)』新輯一八、一九八九年、一一一―一二六ページ。
(27) E. g. J. S. Trull, *The Political Organization of Attica*, Princeton 1975, 67-70.
(28) 向山は「デーモスとトリッテュス」二二―二六ページにおいて自説を補強せんとするが、これも不首尾に畢った。
(29) Thompson, *Three Thousand Achaean Hoplites*, 404-405.
(30) P. Sewert, *Die Tritzen Attikas und die Heeresreform des Kleisthenes*, München 1982.
(31) ただ、ジューヴェルトもこの点蹉跌した。他に同種の試みとしてはファン・エッファンテール (H. van Effenterre, *Clisthène et les mesures de mobilisation*, REG 89, 1976) がそれを行うが、これも論拠は *lexiarchikon grammation* 程度のもの。
(32) 「部族」、「日付」俱に冗語、再説、数多に及ぶ。例えば「部族」三章二節「区の機能」は不要。同四章一節「隣接トリッテュス問題」なども今更取上げる必要はあるまい。「部族」五章三節は「法」の再録である。
(33) 『史学雑誌』九二編、三二〇―三二二ページ。
(34) 芝川、前掲書、二二六―二二二二ページ。

付

合阪学について言及するところがあったので、ここにおいてその著『ギリシア・ポリスの国家理念』⁽¹⁾に対する批評にも付言しておく。評は『史学雑誌』九三編、一九八四年「回顧と展望」号にて行なわれる。評者は篠崎三男である。

合阪の方法は理念史であるが、それは奏功したか。全体の構想は如何か。「全一性」という特異なる概念を構築する事に意義が認められるのか。各章の論旨は明確で、かつそれが証されたのか等々、問題は山積する。されど、これらについては敢えて略筆に遵う。篠崎として本格的批判は他者に委ねたき由にて、自身による講評は展開しないからである。それに応じて、ここにおいても筆者の専門に近い二章「テュラニスとイソノミアの間」、三章「クレイステネス改革とデーモス」に関し、それも「低級」なる事項をめぐって、若干、辞を連ねるとどめたい。

八一ページ以下を披こう。アテナイが論題となる。そこで「当時のゲオルゴイは武器を持って戦う義務を負っていたという伝承」があったとされ、典拠としてディオドロス一卷二八が示される。さりながら、ディオドロスが語るのはアテナイに関してゲオモロイである。ゲオルゴイではない。次いで、「エレウシスとの戦いで斃れた一市民」とあるが、ヘロドトスのテキスト (1.86) には「アテナイ人が隣国に対してエレウシスにおいて *pros tous astugeionas en Eleusini* 干戈を交えた折」と記される。

また、ソロンの詩に関して、*demos*なる語が特権層に対する新興の階級を表し、それは内容的にホプリータイを示すと述べられる。然るに、ソロンにおける *demos* の用例を閲するに、それは概括的に言って「民衆」である。⁽³⁾ それが新興階級を示す例はない。況んや、重装歩兵に至ってはそこには形姿を全く現さない。⁽⁴⁾ 合阪としてそのような主張をなそうとするのであれば、自ら精細なテキスト分析を施すべきであった。

八一ページ下段。「ソロンの設けた四百人会の議員は四つの部族から一〇〇人ずつ籤で選ばれた」として、これが行論の中で重要な位置を占める。ところが、これに関して典拠は挙示されない。ただ、確定的事実として叙されるのみである。吾人として当惑を免れ難いものがある。ソロンの四百人評議會は、学説上、論点の一つである。それは実在したのであるが、その選出方法は不明である。アリストテレス (*Ath. Pol.* 8. 4) 並びにプルタルコス (*Solon* 19.1) はその点につき黙す。後者には *epilexamenos* とあるのみ。学説史において抽籤制が時に主張されるのは事実である。⁽⁵⁾ しかし、当然至極ながら、それらの論拠は不十分である。このような問題につき、ただ断じるのみで能事畢れりとなすのは容認されるころではない。

八二ページにはソロン改革後のアルコン選任に関して以下の記述が見られる。「九名のアルコンを選ぶそれまでのアレイオス・パゴス

会議の権限が全く剥奪されたわけではなく、部族ごとに一〇名選出したリストの中からアレイオス・パゴス会議が九名を選び、民会に同意を求めるという手続になった……。」これも瞠目すべき主張である。従前の学説を覆滅せしめる体のものである。ただ、これは史料に立脚するものではない。合阪としてはバックに依るのみである。バックはこの点、信を置く能わざるものである。

また、これと関連して九〇ページ。ここではソロン後において官職者が予選された者の中から抽籤で決定されるようになったとされる。Klerosis ek prokriton (*Ath. Pol.* 8.1) が正当とされているのである。これは如上とは矛盾撞着を来す。この点如何相成るのか。また九〇ページを認めるとして、周知の如くそれも学説上の一論点を形成するものである。これに関しては否定論が優勢である。そうすれば、合阪としてもそれらを論駁すべく、自ら詳密なる論証を行うべきであった。

八三ページにおいてはペイシストラトスが取上げられる。彼の支持者にはアテナイ市への移住者が多数を算えたと記される。これに関して、史料としてはヘロドトス一卷六二が挙示される。然るに、ヘロドトスが語るのは、アテナイ市部よりペイシストラトスの許へ徒党の者が参集したというのみ。

これと関連して、ソロン以降、商工業者の中心市への移住の波が存した旨語られる。根拠として掲げられるのはプルタルコス「ソロン」二二、一である。然れども、この箇所によらんか、中心市への流入者が数多に上り、然る後に始めてソロンは市民をして技術の習得に向わしめた。プルタルコスが述べるのはそういった事である。

僅々三ページ弱を瞥見したのみでこれだけの難点が算えられる。しかも、それはそれだけにとどまるものでは到底ない。その他大小区々様々の瑕疵がある。しかも、それが全篇に亘ってそうなのである。これも杜撰なる書であって、これを繙読する事は筆者としても痛苦に堪え難かった。本書に対してはその殆ど各段毎に嘆息を洩らざるを得なかった。

他に此事ながら記しておく、雑誌の名称はChilon⁽⁶⁾ではなくChiron。二章よりは難点を二箇のみ挙げておくと、先ず六三ページ。ミルティアデスが新規の植民を企図したのはシゲイオンとケルソネソスではなく、ケルソネソスである。更にイソノミア。これは六二ページ。そこにはソロン自身も「平等」isonomiaの語を使用したとの記述がある。その典拠として提示されるのはプルタルコス「ソロン」一四、二である。これは青天の霹靂であった。学説史においてisonomiaなる語の初出は、形容詞形において「ハルモディオスの歌」とされる。筆者

は蒼惶としてテキストに赴くに、プルタルコスPlutarchusの当該箇所には *ison polemion ou poiei* 「平等は戦いを生まず」とあるのみ。ソロン断片集にも、もとよりイソノミアの語は出来しない。或は、これは錯誤の結果であろうか。⁽⁹⁾ それにしても、それは余りに重大と言わずばなるまい。また、七二ページには以下の如き叙述が見られる。イソノミアの語はイソモイリアと同様、本来は土地の等しい分け前を指し、植民活動を連想せしめる。それは植民社会における土地分与の平等という原則に由縁する、と。ところで、*isonomia*なる語であるが、その形成をめぐっては議論が錯綜している。問題は、その後半部が *nomos* と *nemien* の何れに由来するかである。⁽¹⁰⁾ 合阪は、当然、このうち後者を探るのであるが、その点、断ずるのみで事足りりとするのではなく、幾何かの議論が必要である。ましてや、「植民地における土地分与」に至ってはをや。かくなる説を樹んとするのであれば *isonomia* や *isa nemien* の用例を探索し、各種の歴史的事情や植民地における状況を仔細なる検討に付さなければならない。七二ページの論述程度では着想の域を出るものではない。

以上を綜覧するに、合阪の欠陥とは第一に過誤、第二には学説に依存する傾向であった。独立の論攷を必要とするような重要問題に関しても、研究文献を引証するのみでいとも簡単に通過するのである。更に甚しきは、それすらなさない場合も僅少とはしない。吾人として驚駭を免れぬ所以である。こうした事は記述の信憑性を低下せしめる。かくなる不確実な基礎の上に如何なる立論をなさんとも、それは蜚氣楼に過ぎない。

篠崎に戻るが、事実上何事をも論究せず、上の如き顕著なる欠陥を指摘しない。評者としての責務を回避したのは遺憾である。それにしても、篠崎は合阪の書を通読したのであるか。

註

- (1) 『大阪大学文学部紀要』二二三、一九八三年。
- (2) F3. 7, 23 (F4. 7, 23W), F7. 1 (F5. 1W), F8. 1 (F6. 1 W), F30. 2, 22 (F36. 2, 22 W), F12. 4 (F9. 4 W), F31. 1, 6 (F37. 1, 6 W). 詩の断片番号は Gentili-Prato, *Poetae Elegiaci* に従ふ。
- (3) 上の問題が *nomos* と *nemien* の何れに由来するかである。Donlan, *Changes and Shifts in the Meaning of Demos in the Literature of the Archaic Period*, *Pp* 25, 1970, 388-391.
- (4) アンデルズ (A. Andrewes), *The Greek Tyrants*, New York and Evanston 1963, 36) は根柢なき想像に耽る。合阪はかくの如き学説に従うのみ。

- (5) A. Ledl, *Studien zur älteren athenischen Verfassungsgeschichte*, Heidelberg 1914 (Reprint. New York 1973), 368-369; V. Ehrenberg, Lösung, *RE* X III 2, 1927, 1474⁴³。
- (6) R. J. Buck, The Reforms of 487 B. C. in the Selection of Archons, *CP* 60, 1965, 97-98.
- (7) プルタルコスのエイテン・アトケンのみよりすると、流入はアッティカのカの農村、山地からというよりも、むしろ他邦から行われた事となる。
- (8) 六六ページ註(14)、六八ページ註(29)、七八ページ註(4) 他。
- (9) 合版、七三ページ註(6) 参照。
- (10) R. Hirzel, *Themis, Dike und Verwandtes*, Leipzig 1907 (Nachdruck. Hildesheim 1966), 242-244; Ehrenberg, *RE* Suppl. VII 1940, 293; G. Vlastos, *Isonomia*, *AJP* 74, 1953, 347-350 脚。